

学校教育目標

時・場・礼を大切にし、自ら学び・考え・行動できる人材の育成をめざす

活動方針

- (1) 学年を超えた仲間や関わってくれる大人との関係性を築く中で、コミュニケーション能力を育成する。
- (2) スポーツに興味と関心を持つ生徒が、より高い水準の技能や記録等に挑戦したり、仲間と協力し合い友情を深めたりすることができる場とする。

1 学校教育の一環としての運動部活動

- (1) 運動部活動の設置
ア 本校教育の一環として、運動部活動を設置する。
イ 運動部活動の意義に立ち返り、保護者や地域の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した運動部活動を実施する。
- (2) 運動部活動の方針の策定等
ア 毎年度、本活動方針を策定する。
イ 運動部顧問は、活動計画や活動実績を作成する。
ウ 上記のア及びイを学校関係者等に広く周知する。
- (3) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知
ア 教職員全体での共通理解や、運動部顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の改善に努める。
イ 生徒・保護者等に対して、活動方針や活動計画等を説明し、周知徹底する。

2 運動部活動を支える環境整備

- (1) 指導体制
複数指導者による多面的な指導ができるようにする。専門性を有した外部指導者や部活動指導員の効果的な活用等、本校の実態に応じた工夫を行う。
- (2) 保護者会、キャプテン会議及び特別活動部
各部の現状や課題を共有し、学校全体で課題解決に向けた取組が行えるようにする。

3 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

- (1) 休養日及び活動時間の設定
和歌山県運動部活動方針を原則としながら、本校の教育目標や本校生徒の発達段階、競技の特性等を十分に踏まえ設定する。
- (2) 指導方法
運動部顧問は、当該競技の経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力の向上に努める。
- (3) 体罰・不祥事等の防止
ア 体罰やセクシュアル・ハラスメント等は絶対に起こさない。
イ 活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。また、その取扱いについては、細心の注意を払う。
- (4) 安全管理と事故防止
ア 生徒が常に安全に活動できるよう事故防止に努める。もし、事故が起きた場合は管理職に報告するとともに、複数教員で迅速かつ適切な対応を行えるよう、体制を整えておく。
イ 施設・設備・用具の点検項目に従い、定期的に点検・補修を行う。
ウ 環境条件（気温・湿度・急激な天候の変化等）に応じた適切な指導に努める。

評価と改善